

# 新事業・販路開拓

新たな挑戦や課題解決に使える、さまざまな施策があります。

**● 雇用関係助成金**  
働き方改革の推進、雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などに活用できる。

**● 事業再構築補助金**  
新分野展開、事業・業種・業態の転換、または事業再編などに挑戦する中小企業の取り組みについて、経費の一部を補助。

**● 小規模事業者持続化補助金**  
新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入などに要する経費の一部を補助（一般型・最大50万円、低感染リスク型ビジネス枠・最大100万円）。

**A 補助金・助成金を上手に活用しましょう。**

**Q** **ポストコロナに向け、新事業を考えている。**

各種情報は  
こちらから

▶ミラサポ  
<https://mirasapo-plus.go.jp/>



▶雇用関係助成金  
000758206.pdf  
(mhlw.go.jp)



# 事業承継

事業を譲りたい、事業を継ぎたい、そんな皆様の希望に寄り添います。



**Q** **後継者はいないが、誰かに事業を引き継いでほしい。**

**A** **第三者承継(M&A)を支援します。**

全国で今、小さな企業のM&A（企業の合併・買収）が増えています。企業情報を守りながら、相手先と高度な交渉をしていくM&Aでは、相談相手（支援機関）が重要です。商工会では、日本政策金融公庫や国内最大級の成約実績を誇るM&A総合支援プラットフォームを展開する株式会社パトナズ、東京海上日動火災保険株式会社と連携協定を締結。全国規模で事業の譲受先を探すことができ、リスクを回避しながら円滑に承継を進められる体制を整備しています。事業を譲る人、引き継ぐ人の両者が納得できる事業承継をサポートします。

**Q** **親族への事業承継を早めに考えたい。**

**A** **事業承継計画を作成しましょう。**

商工会では事業承継に向けて、経営状況や経営課題の洗い出しから、事業承継に向けた経営改善、事業承継計画の策定、そして実行までサポートします。税理士や弁護士、金融機関との連携も行い、事業の発展に向けた事業承継と、その後のフォローアップを実施します。

**Q** **従業員に会社を継いでほしいが、承継前後の必要資金が足りない……。**

**A** **融資や保証制度、補助金を活用しましょう。**

事業承継には株式や事業用資産などの購入資金が必要になります。「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(経営承継円滑化法)に基づき都道府県知事の認定を受けた中小・小規模事業者は、日本政策金融公庫、信用保証協会による融資や信用保証の特例が用意されているほか、事業承継税制の適用も受けられます。また、事業承継時に活用できる補助金もあります。

**Q** **オンライン販売、どこから始めたら……。**

**A** **EC活用支援セミナーに参加しましょう。**

商工会では、EC化の基礎や集客に必要な考え方、知識を習得するセミナーや、ECサイトの構築から集客まで実践的に取り組むワークショップを開催しています。申し込みは、商工会の販路開拓支援サイト「CANVAS（キャンパス）」からどうぞ。

商工会の販路開拓支援サイト

▶CANVAS  
<https://www.canvas-shokokai.jp/>



**Q** **直接バイヤーや消費者とつながる機会がほしい。**

**A** **展示販売会・商談会をご案内します。**

商工会では、販売会や流通業者が集まる商談会を定期的に開催しています。首都圏における物産展をはじめ、バイヤーによる審査会型ビジネスマッチング「buyer's room」を実施しており、商品開発に関する相談や商品をブラッシュアップする支援なども行っています。詳細については、商工会の販路開拓支援サイト「CANVAS」をご確認ください。



**Q** **ホームページやネットショップを立ち上げたい。**

**A** **「グーペ」カラーミーショップが便利です。**

機能充実のホームページ作成サービス「グーペ」、ネットショップ作成サービス「カラーミーショップ」をぜひご利用ください。スマホやパソコンから必要な情報や画像をアップロードしていくだけで、簡単にオリジナルのウェブサイトが作れます。商工会では、サービス提供元のGMOペパボ株式会社と連携して、小さな企業のネット活用を支援。商工会会員ならどちらのサービスも無料から始められ、事業規模に合わせて効率的に運営できるさまざまなプランが用意されています。

## ■事業承継税制

経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定のもと、会社や個人事業の後継者が取得した一定の資産について、一定の条件を満たす場合、贈与税や相続税の納税を猶予または免除する制度。

内容	特例承継計画提出・認定	贈与・相続による自社の株式・資産などの取得
法人	2024(令和6)年3月31日まで	2027(令和9)年12月31日まで
個人	2024(令和6)年3月31日まで	2028(令和10)年12月31日まで

## ■事業承継・引き継ぎ補助金

事業承継を機に、新事業に挑戦したり、事業再編、事業統合にともなう経営資源の引き継ぎを行ったりする際の経費の一部を補助する制度。



R4当初予算



R3補正予算

詳しくはこちら

